

令和6年度 福島県障がい者相談支援（障がい者ケアマネジメント）従事者養成研修日程～共通講義

月日	時間	内 容	
第1日目 6月17日 (月)	9:00~9:30	受付	
	9:30~10:00	開講式 挨拶 オリエンテーション	
	10:00~10:15	福島県障がい者相談支援従事者人材育成ビジョンについて	
	10:15~11:45 (90分)	相談支援（障害児者支援）の目的	①人間の尊厳、基本的人権の尊重のための支援の意味と価値を理解する。 ②利用者理解、利用者の自己選択・自己決定の重要性について理解するとともに、障害児者の地域での生活の実情について理解する。 ③相談支援の基本的考えは、障害者の権利に関する条約の趣旨に基づくべきことを理解する。
	11:45~12:45	休憩（昼食）	
	12:45~15:15 (150分)	相談支援（障害児者支援）の基本的視点	①エンパワメント及び本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するに当たり相談支援（障がい児支援）の基本的な姿勢について理解する。 ②利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならないことを理解する。
	15:15~15:30	休憩	
	15:30~16:30 (60分)	相談支援に必要な技術	①本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するに当たり、獲得すべき支援技術について理解する。
	16:30~16:40	事務連絡	
	16:40~17:10	相談支援演習ガイダンス	
第2日目 6月18日 (火)	9:00~9:10	事務連絡 1日目の振り返り	
	9:10~10:40 (90分)	障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解	①障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する ②障害者総合支援法等における自立支援給付等の仕組みを理解する ③介護保険制度対象の障害者の障害福祉サービスを利用する場合の諸制度について理解する ④障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律を理解する
	10:40~10:55	休憩	
	10:55~12:25 (90分)	障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本	①障害福祉サービス等の提供における相談支援専門員とサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という）の役割、両者の関係性を理解する
	12:25~13:25	休憩（昼食）	
	13:25~14:55 (90分)	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	①本人を中心とした（本人の選択・決定を促す）ケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について理解する。
	14:55~15:10	休憩	
	15:10~16:40 (90分)	相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	①各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを理解する
	16:40~16:50	事務連絡	